

消防計画（単一権原とする場合）

総則	目的及び範囲	この計画は、防火管理業務に必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、ここに勤務し、出入りする全ての関係者に適用する。							
		この計画で示す防火管理業務を行う範囲は、建物全体の責任を持つものとする。ただし、各事業所等が占有する部分については管理権原者と各事業所等が連携、協力することにより、責任を果たすものとする。							
	管理権原者	管理権原者は各賃貸部分を含め、建物全体の防火に関する権限を有するとともに、管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者は、防火管理上、必要な時に各事業所等に立ち入ることができる。また、管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者は、各賃借人に対する防火に係る指示権限を有すこととする。							
	防火管理者	防火管理者はこの計画の作成及び実行に関する全ての権限を持ち業務を行うとともに、管理権原者が選任する各事業所等における防火責任者、火元責任者等と協力し、防火管理者としての責務を果たすものとする。							
	各事業所等	各事業所等は専有部分の防火管理について、防火責任者が防火管理者を補佐するとともに、その監督を受けて、火元責任者等に指示を与えること等により防火管理上必要な業務を遂行しなければならない。							
事業所概要	建物名称								
	建物用途	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 物品販売店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 作業場 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 福祉施設等 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 複合用途 <input type="checkbox"/> その他（ ）							
	収容人員	客 人	従業員 人	その他 人	計 人				
防火管理業務	消防機関への届出等	管理権原者または防火管理者等は次の各号に掲げる業務について届出、報告及び連絡を行う。 1 防火管理者選任（解任）届出 2 消防計画作成（変更）届出 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 4 自衛消防訓練実施の事前連絡 5 工事中の消防計画 6 その他 ※防火管理者は、報告または届け出た書類等の写しその他の防火管理業務に必要な書類等を防火管理維持台帳に一括して編纂し、保管する。							
	利用者等の責務	防火管理者、防火責任等は利用者等に次の事項を順守させる。 1 避難経路図は別図のとおりとし、避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり物品を置かない。 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。 3 喫煙は、指定された場所で行う。 4 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理、整頓し、可燃物に接近して使用しない。							
工事中の防火管理	工事中の防火管理	防火管理者は、増築、改築、模様替え等の工事を行うときは、工事中の安全対策を策定し、必要な指示を与える。 防火責任者は、増築、改築、模様替え等の工事を行うときは、管理権原者又は防火管理者に報告し、必要な指示を求める。							
		防火管理者、防火責任者等は工事人に対して次の事項を遵守させる。 1 溶接や溶断を行う場合は、事前に消火器、工事用シート(防炎物品)等を準備する。 2 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用を行わない。 3 工事場所ごとに火気及び危険物の使用責任者を定める。 4 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受ける。 5 放火を防止するため、資機材等を整理、整頓をする。 6 その他防火管理者が指示すること。 7 軽微な増築、改築等の工事を行う場合で、この消防計画により適切に防火管理業務を実施できる場合を除き、別に工事中の消防計画を作成し、消防署に届け出る。							

防火管理業務	放火防止対策	<p>次の事項に留意し、放火防止対策を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。 2 物置及び倉庫等の施錠を励行する。 3 終業時には、火気及び施錠の確認を行う。 4 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。 5 ゴミ類は、ゴミ収集日の朝まではゴミ集積場に出さない。 														
火災予防上の点検等	火災予防上の自主点検	<p>防火管理者（防火責任者等防火管理者が指名する者）は、日常、下表の点検対象について自主点検を実施する。また、自主点検記録表（別表1）にその結果を記録する。 防火管理者は、不備欠陥等については改修計画を樹立し、早期に改修する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">点検対象</th><th>避難通路</th><th>火を使用する設備・器具</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <th>防火区画</th><th>電気を使用する設備・器具</th></tr> <tr> <th>消防用設備等</th><th>その他</th></tr> </tbody> </table>	点検対象	避難通路	火を使用する設備・器具	防火区画	電気を使用する設備・器具	消防用設備等	その他							
点検対象	避難通路	火を使用する設備・器具														
	防火区画	電気を使用する設備・器具														
	消防用設備等	その他														
	消防用設備等の点検	<p><input type="checkbox"/> 建物所有者が点検業者に委託し実施する。 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の法定点検は、下表に示す点検業者に委託して、点検実施計画に基づき実施する。また、防火管理者は、消防用設備等の点検に立ち会う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">委託点検業者</th><th colspan="2">点検実施計画</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会社名</td><td></td><td>機器点検</td><td>総合点検</td></tr> <tr> <td>所在地</td><td></td><td rowspan="2">月</td><td rowspan="2">月</td></tr> <tr> <td>連絡先</td><td></td></tr> </tbody> </table>	委託点検業者		点検実施計画		会社名		機器点検	総合点検	所在地		月	月	連絡先	
委託点検業者		点検実施計画														
会社名		機器点検	総合点検													
所在地		月	月													
連絡先																
教育・訓練	防災教育	<p>防火管理者、防火責任者等は、従業員、新入社員、パート等に対して防災教育を実施する。なお、防災教育の内容は概ね次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防計画について 2 従業員等が守るべき事項について 3 火災発生時及び地震発生時の対応について 4 その他火災予防上必要な事項について 														
	実施時期	<p><input type="checkbox"/> 入社、採用、配属時 <input type="checkbox"/> 每年 _____月 <input type="checkbox"/> 消防訓練時</p>														
	訓練	<p>防火管理者は、消火訓練、避難訓練、通報訓練を年2回以上実施する。 <input type="checkbox"/> 訓練の実施前にあらかじめ消防署に通報することとする。 <input type="checkbox"/> 各事業等の防火責任者、火元責任者、その他従業員も訓練に参加することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施時期</th><th>1回目</th><th>2回目</th><th>3回目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月</td><td>月</td><td>月</td></tr> </tbody> </table>	実施時期	1回目	2回目	3回目	月	月	月							
実施時期	1回目	2回目		3回目												
	月	月	月													
その他	消防自衛	自衛消防の組織を別表2のとおり定める。														
	委託	<p><input type="checkbox"/> 防火管理業務の一部を委託する。委託先会社名：_____</p> <p>委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別表3のとおりとする。</p> <p>委託を受けて防火管理業務に従事するものは、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等 の指示、命令を受けて適正に業務を実施するものとする。</p>														

	南海トラフ地震等大規模地震（以下「大規模地震」という。）が発生した場合における防災に関する業務を行う者は、別表3に規定する自衛消防隊とする。	
組織	通報連絡班	<p>1 テレビ、ラジオ等を活用し、地震に起因する必要な情報の収集を行うこと。特に津波警報等、早急な対応が必要となる情報の把握に努めること。</p> <p>2 放送設備等を活用し、在館者に対して必要な情報を適宜知らせるとともに、適切な指示を行うこと。</p> <p>3 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた在館者に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。</p> <p>なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。</p>
	避難誘導班	<p>1 自衛消防隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。</p> <p>2 避難誘導の際には、携帯用拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。</p>
訓練	<p>訓練は年1回以上行うものとし、以下の訓練を実施するものとする。</p> <p>1 情報収集・伝達に関する訓練 2 津波からの避難に関する訓練 3 その他前各号を統合した総合防災訓練</p>	一時避難場所
教育	<p>1 大規模地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 2 地震及び津波に関する一般的な知識 3 大規模地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 4 大規模地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割 5 在館者に対する日常的な広報は、次によるものとする。</p> <p>(1) 大規模地震が発生した場合に出火防止、在館者同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 (2) 正確な情報入手の方法 (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (4) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 (5) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</p>	
その他		

●附則

この計画は、令和　　年　　月　　日から施行する。

●添付書類

別表1 自主点検記録表

別表2 防火責任者及び火元責任者一覧

別表3 自衛消防組織の組織及び任務分担

別表4 防火管理業務の委託状況等(有 · 無)

別図 各階平面図(※ 各階平面図に消防用設備等設置場所、避難経路を明記)

別表1 自主点検記録表

令和 年 月分

検査日	検査項目	避難障害			消防用設備等				火気・電気				その他			備考
		<input type="checkbox"/>														
		避難口（物品等）	避難通路（物品等）	(防火戸・防火シャッターによる閉鎖障害)	消火器の位置	消火設備の操作障害	誘導灯の視認障害等	(警報設備の操作障害等)	ちゅう房の清掃	可燃物との接触	発熱を伴う器具等と	電気器具の配線(老化・損傷・ほこり)	電気使用の確認	終業時の火気・	危険物の数量の確認	危険物の周囲の維持管理
1	状況															
2	状況															
3	状況															
4	状況															
5	状況															
6	状況															
7	状況															
8	状況															
9	状況															
10	状況															
11	状況															
12	状況															
13	状況															
14	状況															
15	状況															
16	状況															
17	状況															
18	状況															
19	状況															
20	状況															
21	状況															
22	状況															
23	状況															
24	状況															
25	状況															
26	状況															
27	状況															
28	状況															
29	状況															
30	状況															
31	状況															

※良の場合には○、不備のある場合は×、是正した場合は○を付けます。防火管理者確認

別表2 防火責任者及び火元責任者一覧

別表3 自衛消防の組織及び任務分担

自衛消防隊長 防火管理者				
	通報連絡係	初期消火係	避難誘導係	応急救護係
氏名	出火元 防火責任者	出火元 火元責任者	その他の防火責任者	その他の火元責任者
任務	<ul style="list-style-type: none"> ・非常ベル等を鳴らす。 ・119番通報を実施 ・関係者へ連絡 ・消防隊に情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器等での初期消火 ・天井まで燃え移ったら初期消火を中止して避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難口を開放し、避難経路図に従い避難誘導 ・大きな声でパニック防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者に対する応急処置 ・救急隊との連携、情報提供 ・負傷者の氏名記録

◇作成上の留意事項◇

- ・自衛消防隊長は、管理権原者または、防火管理者とします。
- ・自衛消防隊長のもとに、通報連絡係、初期消火係、避難誘導係を定め、従業員数等により、応急救護係等を定めます。
- ・火災の被害を最小限に抑えるため、防火管理者及び各事業所等の防火責任者、火元責任者等が協力し、連携すること。
- ・各係員の氏名は消防機関への届出については役職名等で構いませんが、事業所内に掲示するものは誰もが分かるように係名、担当者名等を記入します。
- また、転勤等で変更が生じた場合は速やかな訂正が必要です。

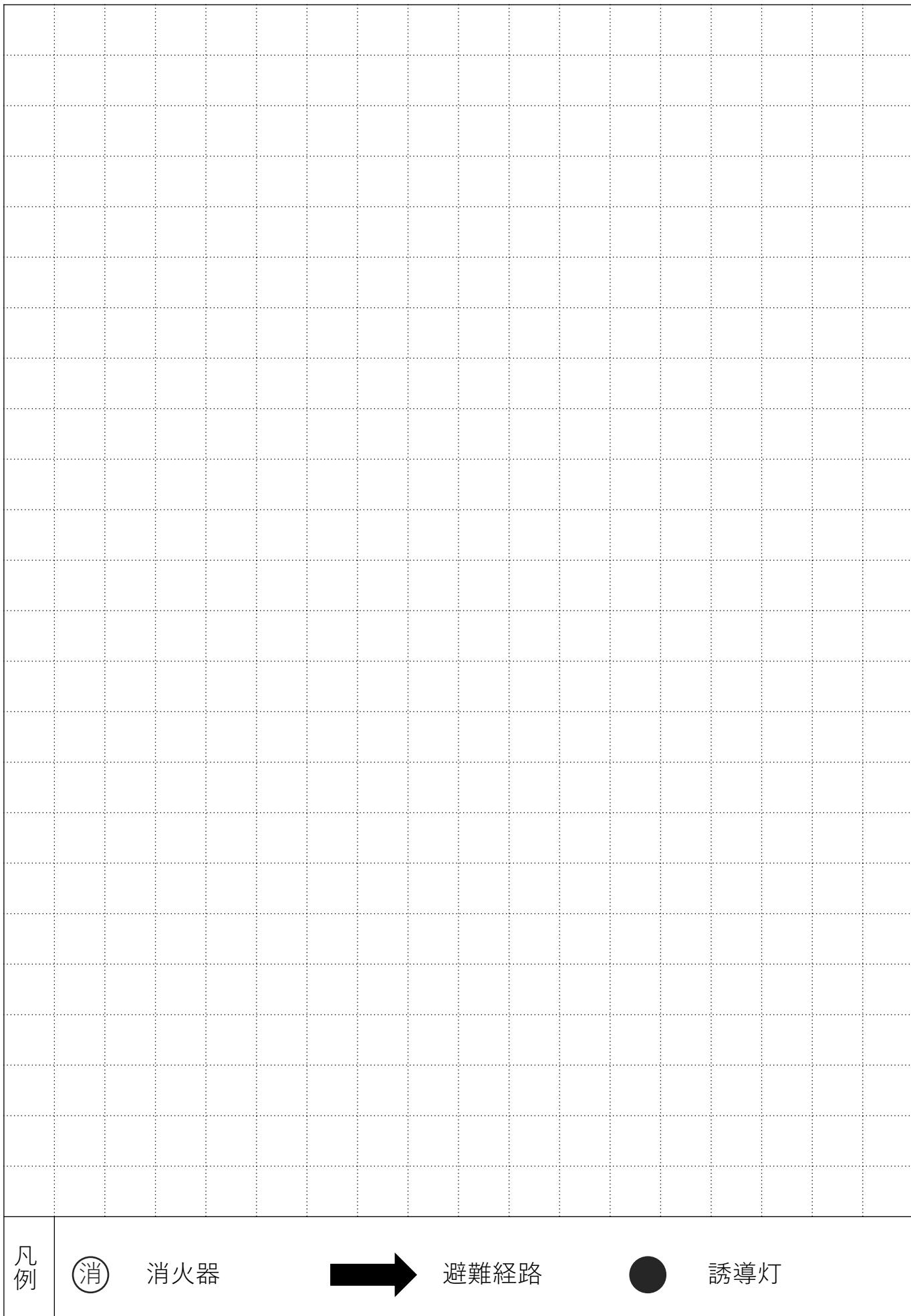
別表4 防火管理業務の委託状況表

令和 年 月 日現在

受託者の氏名 及び住所等 (法人にあっては 名称及び主たる 事務所の所在地)	氏名(名称) 住所(所在地)		
	担当事務所 所在地		T E L
	※登録番号		
	常駐方式	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 避難または防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の整理 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		常駐場所	常駐人員
受託者の行う 防火管理業務の 範囲及び方法	巡回方式	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
		巡回回数	巡回人員
	遠隔移報方式	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
		現場確認要員の 待機場所	到着 所要時間
委託する時間帯			分

※ 登録番号とは、即時通報を行う警備会社として、横浜市消防局に登録されている番号を言い、登録されている場合は、該当する番号を記入します。未登録の場合は記入不要です。

別図 各階平面図（防火管理の範囲・消防用設備等の設置場所・避難経路を記す）



凡例



消火器



避難経路



誘導灯